

根室市旅行商品造成促進支援事業補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大により落ち込んだ観光業等の需要喚起を図るため、市内への宿泊を伴う観光を目的とした旅行商品を造成し、市内宿泊、飲食、観光施設等への誘客促進に取り組む国内の旅行事業者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、根室市補助金等交付規則（昭和50年根室市規則第31号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅行商品 事業者が企画し、実施する募集型企画旅行
- (2) 営業所 旅行業法第3条の規定に基づく登録を受けている事業者の本店及び各支店等
- (3) 観光地 根室十景等の景勝地及び観光関連施設等

(補助対象者)

**第3条** この補助金の交付を受けることができる対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239条）第3条の規定に基づく登録を受け、根室市内での観光を含む団体旅行を催行する国内の事業者とする。

(補助対象事業)

**第4条** この補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業者が取り扱う貸切バス1台の乗客が8人以上（乗務員及び添乗員を除く）の団体旅行商品で、本市の観光地を2箇所以上訪れ、市内の宿泊施設に宿泊する団体旅行とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) この要綱による補助金を除き、本市から補助金その他これに類する助成を受けて実施する団体旅行
- (2) 学校行事として実施する団体旅行
- (3) 政治活動及び宗教活動を目的とした団体旅行
- (4) その他市長が適当でないと認めるもの

(補助金の額)

**第5条** 補助金額は、バス台数に50,000円を乗じて得た額とし、次の各号に該当する場合はそれぞれ10,000円を加算して補助する。ただし、1旅行商品につき200,000円、1営業所につき400,000円を限度額とする。

- (1) 広報媒体を使用し、ツアー名称が本市のPRに繋がると認められるもの
- (2) ツアー行程にJR花咲線の利用が組み込まれているもの
- (3) 根室市内に事業所を置くバス事業者を利用する旅行商品

(事業実施期間)

**第6条** この事業の実施期間は、令和4年10月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、令和5年2月28日までにツアーが催行されるものとする。

(交付の申請)

**第7条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、根室市旅行商品造成促進支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類（以下「交付申請関係書類」という。）を添えて、催行日の概ね7日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 団体旅行の実施要項及び計画書
- (2) 催行経費の収支予算及び経費の積算内訳
- (3) 宿泊する事実を証明する書類
- (4) 加算要件に係る内容等が確認できるもの（一般参加者募集媒体の写し等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項において、第5条に掲げる加算要件に該当しない場合は、交付申請関係書類の一部の添付

を省略することができる。

(交付の決定及び通知)

**第8条** 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、交付すべきものと認めた場合には交付決定を行い、根室市旅行商品造成促進支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

2 市長は補助金の交付決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するため特に必要があるときは、条件を付することができる。

(補助対象事業の変更等)

**第9条** 補助事業者が事業の変更又は、中止をしようとするときは、速やかに根室市旅行商品造成促進支援事業補助金変更承認申請書（第3号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合、根室市旅行商品造成促進支援事業補助金変更承認可否決定通知書（第4号様式）により、補助事業者に対して通知するものとする。

(実績報告)

**第10条** 補助事業者は、補助事業が完了した日から30日を経過する日又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に対し、根室市旅行商品造成促進支援事業補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 団体旅行の実施要項及び事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 宿泊証明書
- (4) 加算要件に係る内容等が確認できるもの（一般参加者募集媒体の写し等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項において、第5条に掲げる加算要件に該当しない場合は、実績報告関係書類の一部の添付を省略することができる。

(補助金の額の確定)

**第11条** 市長は、前条の実績報告があったときは、その内容を審査した上で補助金の額を確定し、根室市旅行商品造成促進支援事業補助金確定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

**第12条** 前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、根室市旅行商品造成促進支援事業補助金請求書（第7号様式）により、市長に請求するものとする。

(交付決定の取り消し等)

**第13条** 市長は、補助事業者が次の各号いずれかに該当するときは、当該補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 補助金交付の条件に違反したとき
  - (2) 補助を受けることについて不正な行為があったとき
  - (3) その他補助金の執行が不相当と認められる事実があったとき
- (その他)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和5年3月31日に限り、その効力を失う。